



令和6年能登半島地震で被災された方々への義援金の受付期間を
延長します【令和7年 12 月 26 日まで】

新潟県、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会では、令和6年能登半島地震により被災された方々に対するお見舞いとして寄せられる義援金を受け付けています。

既に多くの義援金をお寄せいただいているところですが、現在も支援のお申し出やお問い合わせをいただいていることから、下記のとおり受付期間を延長します。

記

1 受付期間

令和7年 12 月 26 日（金）まで（予定）

（現在の受付期間：令和6年 1 月 9 日（火）～令和6年 12 月 27 日（金））

2 義援金受付方法

口座振込 別紙のとおり

3 税法上の措置

○ 所得税法について

所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除の対象となります。

○ 法人税法について

法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金として扱われます。

○ 個人の住民税について

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び同法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除額の対象になります。

お問い合わせ先

新潟県 出納局管理課決算・資金係 松田

電話 025-280-5484

FAX 025-284-2772

E-mail ngt190010@pref.niigata.lg.jp

日本赤十字社新潟県支部 組織振興課 佐藤

電話 025-231-3121

新潟県共同募金会 担当 藤田

電話 025-281-5532

義援金取扱口座

受付機関	金融機関	口座番号	口座名義
新潟県	第四北越銀行県庁支店	(普通)5021841	新潟県災害対策本部
	大光銀行新潟支店	(普通)3570321	
	ゆうちょ銀行	00190-7-588900	
	新潟県労働金庫新潟南支店	(普通)5763242	
日本赤十字社	第四北越銀行白山支店	(普通)5050125	日本赤十字社新潟県支部
	ゆうちょ銀行(※)	00150-7-325411	日赤令和 6 年能登半島地震災害義援金
共同募金会	第四北越銀行白山支店	(普通)1590791	社会福祉法人新潟県共同募金会
	大光銀行新潟支店	(普通)3043002	
	ゆうちょ銀行	00130-0-515716	新潟県共募能登半島地震災害義援金

※ 日本赤十字社が開設するゆうちょ銀行の口座については、全国の被災者支援に対応しています。

【振込手数料】

(一部金融機関における令和 6 年 12 月 28 日以降の無料対応の取り扱いについては、現在手続き中です。)

- ・ 全国のゆうちょ銀行の本支店窓口からの振込手数料は無料です。
- ・ 第四北越銀行、大光銀行は全国銀行協会及び全国地方銀行協会の加盟金融機関の窓口からの振込手数料は無料です。
(いずれの場合も、ATM・ネットバンキング等からの振込については、手数料がかかります。)
- ・ 新潟県受付口座への新潟県労働金庫の本支店間におけるインターネットバンキングおよび窓口での振込手数料は無料です。(ATM等からの振込については、手数料がかかります。)